

平成 26 年 8 月 21 日
企 画 部 財 政 課

平成 27 年度当初予算編成に関する基本方針等

- 1 平成 27 年度予算編成に関する基本方針（副区長依命通達） 1

- 2 平成 27 年度予算編成事務処理方針について（企画部長通知） 3
 - (1) 平成 27 年度予算編成事務処理方針について 3
 - (2) 平成 27 年度予算編成予定表 6
 - (3) 〔別紙 1〕平成 27 年度予算編成における経費区分について 7
 - (4) 〔別紙 2〕平成 27 年度一般財源各事業本部等配分額 9
 - (5) 〔別紙 3〕平成 27 年度節別留意事項および見積り・積算基準について（省略）
 - (6) 〔別紙 4〕様式および提出書類 (省略)
 - (7) 〔別紙 5〕財務会計システム入力の留意点 (省略)

様

副 区 長

琴 尾 隆 明

山 内 隆 夫

平成 27 年度予算編成に関する基本方針（依命通達）

区では現在、今後の区政の方向を明らかにし、重要課題に対する戦略的な取組を提示する「区政運営の新しいビジョン」（以下「ビジョン」という。）の策定に向けて全庁をあげて取り組んでいる。平成 27 年度はその初年度として、ビジョンに掲げる戦略計画を着実に実施していくことが求められる。

我が国の社会経済情勢は、政府の経済対策により、平成 24 年度後半以降景気は回復基調にある。しかし、本年 4 月の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減も見られることから、引き続き注視していく必要がある。加えて、不安定な海外情勢等、景気の下振れリスクもあることから、景気動向の先行きは予断を許さない。

区の平成 25 年度普通会計決算では、経常収支比率は 86.2% となり、前年度に比べ 3.6 ポイント改善したものの、依然として適正水準を超えている状況にある。歳出においては、扶助費が過去最大となる 747 億円に達しており、5 年前に比べ 267 億円、55.7% 増えている。今後も少子高齢化の進展により社会保障関係経費の増加は不可避である。一方、区の基幹的歳入である特別区財政調整交付金は、その原資である法人住民税の一部国税化等により今後大きな影響を受けることは避けられない。従って、引き続き厳しい財政運営が強いられるものと予測される。

このような状況下で、区民の多様な要望に的確に応えるとともに、持続可能な財政運営を堅持するためには、練馬区の現状と将来予測を踏まえたリアルな行政需要を見極め、無駄を徹底的に省き、創意工夫して区政運営にあたっていくことが重要である。

そこで、平成 27 年度予算編成にあたっては、

- （１）ビジョンに掲げる戦略計画の推進を最優先とし、初年度として着実に実施できる予算となるよう、事業手法等を含め十分に検討を行うこと。
- （２）職員一人ひとりが経営的視点を意識し、安易な前例踏襲に陥ることなく、改めて事業の必要性や財政的効果の把握に留意するなど、事業の見直しを徹底すること。

とする。

については、下記事項に留意し、平成27年度予算の編成に取り組みたい。
この旨、命により通達する。

記

- 1 ビジョンに掲げる戦略計画およびビジョンに基づく3か年実施計画(アクションプラン)の着実な実施に向け、可能な限り財政負担を軽減し、計画的かつ効率的な予算となるよう所要額の精査を行うとともに、特定財源の確保に努めること。
- 2 予算編成の根幹をなす歳入については、既存の特定財源にとどまらず、手法を駆使して多様な財源確保に努めること。
特に区税および国民健康保険料等については、引き続き収納対策の強化による収納率の向上と滞納額の縮減を図ること。あわせて各種事業において受益者負担の適正化を図る等、歳入の確保に努めること。
また、国庫・都支出金については、国・都の動向を注視し、遺漏なくその確保に努めるとともに、削減・廃止等が行われた際には、原則として事業の縮小・廃止を検討すること。
- 3 新規事業および事業のレベルアップについては、スクラップアンドビルドの手法によること。その必要性や将来展望、課題について明らかにしたうえで、既存事業の縮小・廃止や統合等により生み出された財源の範囲内で見積もること。また、効率性を追求し、低コスト・高サービスを志向すること。
- 4 平成26年度をもって事業部制の廃止を予定している。予算見積りにあたっては、この組織改正に伴う影響を考慮し、関係部課が連携して対象経費の積算漏れや重複がないように情報交換を徹底し、適切に見積もること。
- 5 補助金については、現在行っている「補助金の見直し」において、必要性、経済性、公益性等の観点からの縮小・廃止・統合も含めた抜本的な検証および交付事務適正化の徹底を行った結果を踏まえ、適切に見積もること。
- 6 施設の管理運営費や業務委託料等については、前例にとらわれることなく新たな視点をもって、事業の執行方法、管理運営方法および委託内容の規模・積算単価等の見直しを図り、工夫をこらして経費の削減に努めること。

以上

写

26 練企財第 199 号
平成 26 年 8 月 21 日

様

企画部長 中村 啓一

平成 27 年度予算編成事務処理方針について

平成 27 年度予算編成にあたっては、平成 26 年 8 月 21 日付け「平成 27 年度予算編成に関する基本方針（依命通達）」を踏まえ、下記の事項に留意して編成願います。

記

[1] 枠配分予算について

1 平成 26 年度をもって事業部制の廃止が予定されているが、各部等の自主性を高めた予算の編成・執行を進めるため、引き続き枠配分方式による予算編成を行う。具体的には、A B C 経費別の基礎数値の算出調査により決定した A 経費に係る一般財源を配分する。

なお、平成 27 年 10 月から消費税率の引き上げが見込まれることに伴い、その影響額相当分を基礎数値に加算する。

2 平成 27 年度の予算編成は、引き続き各事業本部等により行うこと。このため、枠配分予算は各事業本部等に対して配分するが、平成 27 年度の予算執行は各部等で行うことに留意し、編成作業にあたること。

3 枠配分額は、平成 27 年度財政フレームで見込まれる一般財源から、B C 経費の財源を留保した残りの額を原資とする。**なお、平成 27 年度の枠配分額については、現段階で見込まれる来年度の財政フレームを考慮し、基礎数値に対し 1 % のマイナスシーリングを行う。**

4 各事業本部等の配分額は別紙 2 のとおりである。各部等では、枠配分方式の趣旨を踏まえ、配分額の範囲内において適切に予算を編成し、査定書を提出すること。

5 各部等においては、配分額の範囲内で、創意工夫により生み出した財源により、区民福祉の向上に資する独自の新規事業の創設、事業の充実を図ること。

[2] 歳出について

1 区政運営の新しいビジョンを実現する初年度の予算となることから、限られた財源を最大限有効に活用し、真の区民ニーズに応える施策を展開するために、全ての事業について、その意義、実績、費用対効果、実施体制等を精査点検し、事業の存廃を含めた根本的な見直しを行うこと。

2 前年度において流用を行った経費については、必ず理由を確認し、実情に即して修正を行う等、積算の適正化を図ること。また、執行率が低かった経費、減額補正を行った経費については、必ず積算の見直しを行い、経費の精査を行うこと。（執行率が 90 % 以下の経費については、原則として不用額の 2 分の 1 以上を減額して見積もること。）

3 施設の改修改築経費については、企画課・施設管理課等と十分に協議した上で、必要な経費を精査し見積もること。また、複合施設においては、経費やスケジュールについて関係各課間で調整を図った上で、いわゆる「大家」となる所管課が、責任を持って、全体的な経費の把握や進行管理を行うこと。

- 4 2か年以上にわたる支出負担行為を要する事業については、全体経費および執行計画を精査の上、債務負担行為を併せて見積もること。
なお、平成26年度中に公告・入札を必要とする工事等については、債務負担行為を設定していることが前提となるので、特に注意すること。
- 5 指定管理者制度適用施設の経費については、「指定管理者制度の適用に係る基本方針」およびその運用細目に基づき適切に見積もること。
- 6 情報システム関連経費については、「平成27年度情報化企画書の提出について」(平成26年5月19日付け26練企情第354号)を踏まえ、適切に見積もること。なお、予算化にあたっては、事前に情報化企画審査の可決定を受けていることが前提となるので、注意すること。

[3] 歳入について

- 1 歳入予算の見積りにあたっては、年度内に見込みうる額を細大漏らさず算定するとともに、未収金の縮減や収納率の向上に最大限努めること。
- 2 国庫および都支出金等については、より一層積極的な活用を図り、財源の確保に努めること。また、制度の変更、整理統合、補助率の見直しの動向に留意して見積もること。さらに、国・都補助金の廃止・縮小が明らかな事業は、原則として事業の廃止・縮小を前提として検討し、一般財源の増につながらないよう見直しを行うこと。
- 3 使用料および手数料については、実績を考慮し、漏れのないように見積もること。手数料について、国や都との関係において改定が予定されているものについては、改定後の金額に基づいて見積もること。
- 4 適切な受益者負担の導入や、印刷物の有償頒布の拡大、ネーミングライツ・広告料等、新たな収入の確保について検討し、その歳入を見積もること。

[4] 留意事項

- 1 経費は、A経費、B経費およびC経費に区分して見積もること。経費の区分に疑義のある場合は、財政課と事前調整を行うこと。
- 2 職員人件費については、別途通知する「平成27年度予算編成に係る給与関係費の見積りについて」に基づいて見積もること。
- 3 平成27年10月から消費税率の引き上げが見込まれることに伴い、新税率を考慮した見積りとする。見積りにあたっては、別途経理用地課から通知される予定の文書に基づいて行うこと。
- 4 ビジョンに基づくアクションプランに掲げる事業については、着実な実施を可能とする見積りとしつつも、事業量・事業費は精査すること。
- 5 補助金については、「補助金の見直しについて(依頼)」(平成26年6月19日付け26練企財第97号)に基づき、目的、必要性、支給対象、補助率、実績、効果、代替機能等の観点から縮小・廃止・統合も含めた抜本的な検証および補助金交付事務適正化のさらなる徹底を行うこと。予算見積りには、その結果を適切に反映すること。
- 6 人件費インセンティブ経費については、グループウェアの財政課部門フォルダの関係書類を参照の上、見積もること。見積りにあたっては「人件費インセンティブ予算見積資料」を作成

の上、予算見積書(1)の「根拠法令及び事業内容」欄に「人件費インセンティブ関連」と記載すること。なお、この経費については、事業本部等の案がまとまり次第、随時、財政課と協議すること。

7 新規事業または既定事業における新規項目については、その概要を簡潔明瞭に説明した資料を作成して査定書または見積書に添付すること。その他、事業内容や積算根拠等について補足説明が必要な場合も、同様に説明資料を添付すること。

8 編成にあたっては、別紙1～5の説明資料を参照すること。

なお、各種様式はグループウェア部門フォルダに掲載のものを利用すること。

別紙1	平成27年度予算編成における経費区分について
別紙2	平成27年度一般財源各事業本部等配分額
別紙3	平成27年度節別留意事項および見積り・積算基準について
別紙4	様式および提出書類
別紙5	財務会計システム入力の留意点

[5] 提出期限および提出部数

- | | | | | |
|---|-------------------------|----------------|-------------|-----|
| 1 | A経費 | 平成26年10月14日(火) | <u>【厳守】</u> | |
| | 予算査定書 | | | 2部 |
| | 平成27年度 当初予算A経費編成報告書 | | | 1部 |
| 2 | B経費、C経費 | 平成26年10月21日(火) | <u>【厳守】</u> | |
| | 予算見積書 | | | 3部 |
| | 平成27年度 C経費予算要求説明資料(個表) | | | 2部 |
| | 関連資料 | | | 各2部 |
| | ・人件費インセンティブ予算見積資料 | | | |
| | ・工事・設計委託 予算見積調書(調書、総括表) | | | |
| | ・債務負担行為関係資料 | | | |
| 3 | 職員人件費見積書 | 平成26年11月11日(火) | <u>【厳守】</u> | |
| | 予算見積書 | | | 1部 |

平成27年度当初予算編成予定表

年	月	日	編 成 内 容 等
26	8	21	木 庁議・編成方針決定
	8	22	金 各事業本部等庶務担当課長会・係長会
	8	25	月 予算事務説明会 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>各事業本部等において、見積書作成・ヒアリング・査定および調整など。 <u>財務会計システムの要求 / 査定の切り替えは、 財政課へ連絡。</u></p> </div>
	10	中旬	職員人件費見積り依頼（見積書提出期限 11月11日）
	10	14	火 <u>A経費査定書 財政課提出期限【厳守】</u> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> 財政課によるA経費ヒアリング </div>
	10	21	火 <u>B経費、C経費見積書 財政課提出期限【厳守】</u> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> 財政課によるB、C経費ヒアリング </div>
	11	11	火 <u>職員人件費見積書提出期限【厳守】</u>
	12	上旬～	政策経営会議（区長査定）
	12	中旬～	予算内報、予算最終調整
	12	下旬	予算案内部決定
	27	1	下旬
2		中旬	平成27年第一回練馬区議会定例会
3		中旬	予算案議決

平成 27 年度予算編成における経費区分について

経費区分（平成 27 年度予算編成）

A 経費（枠内経費）

B 経費、C 経費以外の経費

B 経費（枠外経費）

1 義務的経費

(1) 人件費

諸手当、共済費を含む。

一般職 教育長、職員（再任用含む）

特別職

- ・ 長等（区長、副区長、常勤の監査委員）
- ・ 議員
- ・ 行政委員会委員等（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員（常勤除く）
- ・ 再雇用

(2) 公債費

元利償還金のほか、手数料を含む

(3) 扶助費

20 節（扶助費）のうち、国庫支出金または都支出金があるもの

2 固定的経費

各部の裁量では如何ともしがたく、節減、改善等の工夫の余地がない経費。債務負担行為、義務的分担金負担金

(1) 債務負担行為

債務負担行為として、予算措置済みの事業費

(2) 義務的分担金負担金

特別区人事・厚生事務組合、東京二十三区清掃一部事務組合、東京都職員共済組合・議員共済組合への分担金負担金など 1,000 万円以上の事業

3 隔年に支出せざるを得ない経費

選挙執行費、「わたしの便利帳」作成費など、一件 500 万円以上の事業

4 特別会計および繰出金

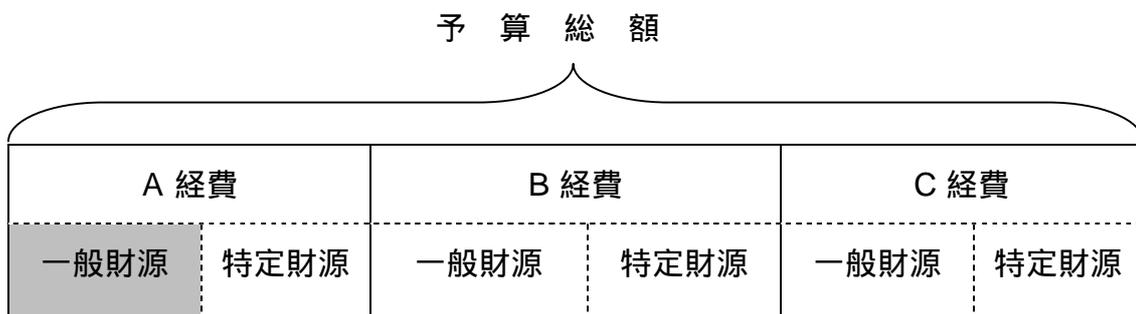
特別会計および特別会計へ繰出す繰出金。ただし、公共駐車場会計および公共駐車場会計繰出金を除く。

C 経費（政策的・枠外経費）

- 1 「区政運営の新しいビジョン」事業
区政運営の新しいビジョンに基づくアクションプラン（平成 27～29 年度）における計画事業に要する経費。ただし、債務負担行為を設定しているものは B 経費とする。
- 2 政策的な経費
 - (1) 重要な新規・レベルアップ事業
 - ・ 補助事業にかかる経費
 - ・ 電算システム開発にあっては、経費（機器類を含む）が 500 万円を超えるものとする
 - (2) 特に区として、臨時的・政策的に対応する経費

ただし、平成 26 年度に政策的経費として予算化されたもののうち、平成 27 年度以降経常的になるものは、A 経費または B 経費とする。
- 3 人件費インセンティブに係る経費
定数削減による財政効果を活用して、当該事業に関連する新規・充実施策を実施すべきとして立案した事業に係る経費
- 4 一定規模以上の施設改修
一件 500 万円以上の施設改修。公園改修、道路（交通安全施設）、自転車駐車場含む。
- 5 積立金
- 6 諸支出金

「参考」 経費区分イメージ



ここを各事業本部等へ配分

平成27年度一般財源各事業本部等配分額

(単位：千円)

	事業本部等	配分額 (A経費)
1	議会事務局	54,218
2	区長室	229,924
3	企画部	60,979
4	危機管理室	219,738
5	総務部	1,537,184
6	会計管理室	50,014
7	選挙管理委員会	5,527
8	監査事務局	3,962
9	区民生活事業本部	3,094,699
10	健康福祉事業本部	5,086,573
11	環境まちづくり事業本部	5,485,601
12	教育委員会	16,586,364
	合計	32,414,783